流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会 報告書 添付資料 (目次)

資料 1	流通・取引慣行ガイドライン一部改正(平成27年3月)のポイント・・・・1
資料 2	流通・取引慣行ガイドライン一部改正(平成28年5月)のポイント・・・・3
資料3	現在のガイドラインの適法・違法性判断基準の考え方・・・・・・・・5
資料4	流通・取引慣行ガイドラインの見直しに当たっての論点・・・・・・・・7
資料 5	欧米における E コマースに係る垂直的制限行為についての主な判決・決定等・・9
資料 6	流通・取引慣行ガイドライン策定以降の主要な審判決例・・・・・・・17
資料 7	相談事例集に掲載されている事例のうち全体見直しの検討に資するもの・・・23
資料8	電子商取引の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 1
資料 9	メーカーと流通業者の取引関係に関する意見・・・・・・・・・・33
資料1() (小売業・卸売業)売上高上位集中度・・・・・・・・・・・・35
資料 1 1	最近の総代理店・並行輸入品の実態に関する意見・・・・・・・・・3 9

「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」 流通・取引慣行ガイドライン)の一部改正のポイント

第1 背景·経緯

「規制改革に関する第2次答申~加速する規制改革~」(平成26年6月13日規制改革会議)を受けて策定された「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定]において,流通・取引慣行ガイドラインの第2部第1及び第2に関し「平成26年度措置」とされた事項について,明確化を行うため、同ガイドラインの一部を改正するもの。

第2 一部改正により明確化した事項

垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準についての考え方

垂直的制限行為()は,競争に影響を及ぼす場合であっても,<mark>競争を阻害</mark> する効果を生じることもあれば,競争を促進する効果を生じることもある。

) メーカーが、自社商品を取り扱う卸売業者や小売業者といった流通業者の販売価格,取扱い商品,販売地域,取引先等の制限を行う行為

垂直的制限行為に公正な競争を阻害するおそれがあるかどうかについては、 流通業者間の競争の状況やメーカー間の競争の状況などを<mark>総合的に考慮</mark>して 判断。この判断に当たっては、垂直的制限行為によって生じ得る流通業者間の 競争やメーカー間の競争を阻害する効果に加え、<mark>競争を促進する効果も考慮</mark>。

垂直的制限行為によって競争促進効果が認められ得る典型例

- · いわゆる「フリーライダー問題」が解消される場合
- 新商品について高品質であるとの評判を確保する上で重要といえる場合
- 新商品を販売するために流通業者に生じる、必要な特有の投資の回収が
 - 可能となる場合
- サービスの統一性やサービスの質の標準化が図られる場合

非価格制限行為は、<u>「新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合」や「当該商品の価格が維持されるおそれがある場合」に当たらない限り、通常、問題となるものではかい</u>

「当該商品の価格が維持されるおそれがある場合」とは、非価格制限行為により流通業者間の競争が妨げられ、流通業者がその意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し又は引き上げることができるような状態をもたらすおそれが生じる場合をいい、このようなおそれを生じさせない行為については、通常、「当該商品の価格が維持されるおそれがある場合」とは認められない。

再販売価格維持行為は,通常,競争阻害効果が大きく,原則として公正な競 Pを阻害するおそれのある行為。

2 再販売価格維持行為の「正当な理由」についての考え方

独占禁止法においては、メーカーが、流通業者に対して、「正当な理由」がないのに再販売価格の拘束を行うことは、不公正な取引方法として違法となると規定。

「正当な理由」は、メーカーによる自社商品の再販売価格の拘束に

実際に競争促進効果が生じてブランド間競争が促進され、それに

よって当該商品の需要が増大し、消費者の利益の増進が図られ、 当該競争促進効果が、再販売価格の拘束以外のより競争阻害的で

ない他の方法によっては生じ得ないものである場合において、 必要な範囲及び必要な期間に限り、認められる。

3 流通調査についての考え方

自社の商品を取り扱う流通業者の実際の販売価格,販売先等の調査 を行うこと

▶ メーカーが単に流通調査を行うことは、当該メーカーの示した価格で販売しない場合に当該流通業者に対して出荷停止等の経済上の不利益を課す、又は課す旨を通知・示唆する等の流通業者の販売価格に関する制限を伴うものでない限り、通常、問題とはならない。

4 いわゆる「選択的流通」についての考え方

メーカーが自社の商品を取り扱う流通業者に関して一定の基準を設定し、当該基準を満たす流通業者に限定して商品を取り扱わせようとする場合、当該流通業者に対し、自社の商品の取扱いを認めた流通業者以外の流通業者への転売を禁止すること

▶ 商品を取り扱う流通業者に関して設定される基準が、
 当該商品の品質の保持、適切な使用の確保等、消費者の利益の観点からそれなりの合理的な理由に基づくものと認められ、かつ当該商品の取扱いを希望する他の流通業者に対しても同等の基準が適用される場合には、

まるでは、「おうな」には、たままでは、「おうない」でとえメーカーが選択的流通を採用した結果として、特定の安売り業者等が基準を満たさず、当該商品を取り扱うことができなかったとしても、通常、問題とはならない。

いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等の検討を開始。

いんかっとーノ・ハーハー に割りる毎年で安計寺の根別を用始。 ▶ 流通・取引慣行ガイドライン第2部のみならず、第1部及び第3部に おいて独占禁止法上問題となり得るとされる行為類型にも関わるもの であることから、今後、同ガイドライン全体を対象として見直しを検討 予定。

流通・取引慣行ガイドラインの一部改正のポイント

資料 2

(平成28年5月27日公正 取引委員会公表資料)

第1 規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)の内容

【「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(セーフ・ハーバーの検討)】

いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について,所要の検討を行い,結論を得る。現行の基準や要件等を見直す必要がある場合には,「流通・取引慣行ガイドライン」の改正を行う。

第2 流通・取引慣行ガイドラインの概要

流通・取引慣行ガイドライン(「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成3年7月策定))

我が国の流通・取引慣行について、どのような行為が、公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に明らかにすることによって、事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てることを目的として策定されたもの。

流通・取引慣行ガイドライン(第1部(生産財・資本財の取引)及び第2部(消費財の流通取引)における取扱い(垂直的制限行為))

→市場閉鎖や価格維持のおそれがある場合に違法

s. de. Mindest i delitable A de de la rate de de la mindestation				
取扱い	具体例			
通常問題ない	責任地域制及び販売拠点制,いわゆる「選択的流通」,小売業者の販売方法 に関する制限(販売価格,販売地域及び販売先に関する制限並びに価格に関 する広告・表示の制限を除く。)			
「市場における有力な事業者」が行う場合であって,市場閉鎖や価格維持のおそれがある場合に違法	1 取引先手关系,以《人口已()商书表》()取引()利服 治理关系()商书			
「市場における有力な事業者」以外の事業者が行う場合であっても,価格維持のおそれがある場合に違法				
原則として違法	再販売価格の拘束,安売り業者への販売禁止,価格に関する広告·表示の制限			

()「」は市場閉鎖のおそれの観点から、「」は価格維持のおそれの観点から、それぞれ違法性を判断。

「市場における有力な事業者」<u>(市場シェア10%以上又は上位3位以内であることが一応の目安)</u>が特定の非価格制限行為を行う場合であって,市場閉鎖や価格維持のおそれがある場合は,違法となる。

ただし,この目安を超えたのみで,その事業者の行為が違法とされるものではなく,当該行為によって,市場閉鎖や価格維持のおそれがある場合に違法となる。

市場シェア10%未満,かつ,上位4位以下である事業者が特定の非価格制限行為を行う場合には,通常, 市場閉鎖や価格維持のおそれはなく,違法とはならない。

いわゆるセーフ・ハーバー

第3 一部改正の概要

公正取引委員会の結論

「いわゆるセーフ・ハーバーの市場シェア基準の水準を<u>10%から20%に引き上げ,順位基準を廃止する。</u>」

現行

市場シェアが<u>10%未満</u>かつ 順位が**上位4位以下**

→通常問題とならない

改正

市場シェアが<u>20%以下</u> →通常問題とならない

順位基準によって,市場シェアが10% 未満の事業者であっても,上位3位は必ず セーフ・ハーバーの適用対象外となる。 順位基準の廃止によって,第1位の事業者であっても,市場シェアが20%以下であればセーフ・ハーバーの適用対象となる。

現在のガイドラインの適法・違法性判断基準の考え方

原則として違法とされるもの

行為類型

顧客獲得競争の制限(不当な取引制限),共同ボイコット(不当な取引制限又は不公正な取引方 法),再販売価格の拘束(不公正な取引方法)等

競争に与える影響を個別具体的に検討して判断するもの(1)

行為類型(2)

- > 自己の競争者との取 引の制限
- > 不当な相互取引
- > 継続的な取引関係を 背景とするその他の 競争阻害行為
- > 株式の取得・所有と 競争阻害
- > 競争品の取扱いに関 する制限
- > リベートの供与

行為類型(3)

- > 厳格な地域制限
- > 地域外顧客への販売 制限
- > 仲間取引の禁止

違法性判断基準

新規参入者や既存の競争者にとっ て代替的な流通経路を容易に確 保することができなくなるおそれが ある場合

(市場閉鎖効果がある場合)

総合的に考慮

(考慮要素)

ブランド間競争の状況

ブランド内競争の状況

メーカーの市場における地位

流通業者の事業活動に及ぼす影響

流通業者の数及び市場における地位

競争促進効果の有無

総合的に考慮

当該商品の価格が維持されるおそ

(価格維持効果がある場合)(4)

れがある場合

1 単独の取引拒絶(独占禁止法上違法な行為の実効性確保手段として又は独占禁止法上不当な目的の達成手段とし て取引を拒絶する場合には独占禁止法上問題となる。)並びに第3部第1(競争者間の総代理店契約)及び第3(並行 輸入の不当阻害)を除く。

- 2 これらの行為類型には、いわゆるセーフ・ハーバーの基準が設けられている。
- 3 これらの行為類型のうち,厳格な地域制限には,いわゆるセーフ・ハーバーの基準が設けられている。
- 4 非価格制限行為により流通業者間の競争が妨げられ,流通業者がその意思で価格をある程度自由に左右し,当該商品 の価格を維持し又は引き上げることができるような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう。

公正な競争を阻害するおそれがある Ш

違 法

流通・取引慣行ガイドラインの見直しに当たっての論点

1 構成について

流通・取引慣行ガイドラインの見直しに当たっては,従来の位置付け・目的 自体を変える必要はないが,最近の流通・取引慣行の実態に適合し,事業者等 にとって利便性の高いガイドラインとする。

最近の流通・取引慣行の実態を踏まえつつ ,時代の変化にも対応し得るようなガイドラインとすることが望ましい。

分かりやすさや利便性の向上という観点から,3部構成自体も見直す必要がある。適法・違法性判断基準が同一の行為類型を統合するなどして,現行の第2部を中心として再構築すべき。

2 分析プロセスの明確化等

E コマース関連行為や川下から川上への制限行為も含めた様々なビジネスモデルに対応することができるよう,適法・違法性の判断に当たっての分析プロセスを明確化するべき。

具体的には,市場閉鎖効果と価格維持効果について,経済学的な考え方を踏まえつつ,内容の充実化を図っていく必要がある。

上記分析プロセスの明確化に当たっては,オンラインのプラットフォーム事業者の行為を含めたEコマース関連行為も読み込めるような記載とする。ただし,具体的事例が少なく,Eコマースは日進月歩で進化し続けている状況において,今後生じ得る様々なビジネスモデルに応用できるような汎用的な記載とすべき。

適法・違法性判断基準の考慮要素に,Eコマース関連行為が市場に与える影響を考慮する際の留意点等(間接ネットワーク効果等)を記載することの必要性について検討すべき。

3 その他

事業者等の利便性向上の観点から,審判決例や相談事例に基づく具体例も 積極的に盛り込んでいくべき。

特に,相談事例において「独占禁止法上問題なし」と回答した事例は非常に 有用。

欧米におけるEコマースに係る垂直的制限行為についての主な判決・決定等

1.欧州(措置等を採ったもの)

No.	事件名等	行為類型等	概要
1	Yamahaに対する	再販売価格の維	・Yamahaは,欧州において選択的流通システムの下ピアノ等
	件(2003年)	持を容易にする	の楽器の製造販売を行っており,欧州各国におけるYamaha
		行為(MAP)	子会社は,認定流通業者との間で選択的流通システムに係
	欧州委員会	オンライン販売	る協定を締結して商品の販売を行っていた。当該協定には ,
		に関連する再販	国内Yamaha子会社から仕入れた商品の再販売価格又は最低
		売価格維持行為	再販売価格について以下のような制限条項が含まれてい
			た。
			< オランダ >
			流通業者は店舗内又は外部に向けた価格について,価
			格リストに掲載された推奨価格を用いなければならな い
			給条件として,価格リストの価格から15%以上の割引
			価格を広告に示さない
			<イタリア>
			価格リストは推奨価格ではなく公表用の価格とされ,
			いかなる形でも当該価格と異なる価格を公表した場合に
			は,全てのリベートが取り消される
			認定流通業者は自由に価格を設定できるが,Yamahaの
			承認なしに広告物や価格リストを複製しない。違反した
			場合には,Yamahaは重い制裁を課し得る
			< オーストリア > ***********************************
			特定の楽器につき,他の流通業者への再販売価格を定
			めた 励세조문소は光화성ウが励세機能を約2.4.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2
			・欧州委員会は当該協定が欧州機能条約81条(現101条)に違
			反する旨の決定を行い ,Yamahaに対して256万ユーロの制裁 金を課した。
2	CIBA Vision に	オンライン販売	・コンタクトレンズメーカーであるCIBA Visionは ,特定の種
_	対する件 (2009	の禁止	類のコンタクトレンズについて、小売業者との間でインター
	年)	オンライン販売	ーネットやe-bayを通じて販売することを禁止する内容を
	. ,	に関連する再販	盛り込んだ協定を締結していたほか,インターネットにお
	ドイツ連邦カル	売価格維持行為	ける同社のコンタクトレンズの販売価格を監視し,小売業
	テル庁		者が ,CIBA Visionが設定する推奨価格よりも安く同社の商
			品を販売していた場合に , 同社のスタッフが当該小売業者
			に接触し,小売価格を引き上げるように誘導していた。
			・連邦カルテル庁は,当該行為をドイツ競争法違反であると
			して1100万ユーロの罰金を課した。
3	Garminに対する	オンライン販売	・ポータブルナビゲーション機器を製造販売するGarminは,
	件(2010年)	に関連する再販	推奨小売価格を設定し、当該価格で販売した小売業者には
	15 4 . 5 = 4 = 5 = 5	売価格維持行為	報奨金を与え,当該価格を下回ってオンライン販売した場
	ドイツ連邦カル		合には,より高い仕入れ価格を同社に支払うこととしてい
	テル庁		た。推奨小売価格を下回る価格で販売した小売事業者であ
			っても,販売価格を当該価格まで高めることによって,当
			該販売について遡って補償が与えられることとなってい
			た。
			・連邦カルテル庁は,当該行為が再販売価格維持に当たると

No.	事件名等	行為類型等	概要
			して250万ユーロの罰金を課した。
4	Pierre Fabre Dermo- Cosmetiques に対する件 (2011年) フランス競争委 員会 欧州司法裁判所	オンライン販売の禁止	・化粧品を製造販売するPierre Fabre Dermo-Cosmetiques (Pierre Fabre)は、同社の商品の販売に当たり選択的流通システムを用いていた。同システムにおいて、認定小売業者には実店舗での薬剤師による販売が義務付けられており、これにより事実上、小売業者はインターネットによる販売を禁止されていた。 ・フランス競争当局は、当該行為がフランス競争法及びEU競争法に違反するとして、排除措置命令及び制裁金支払い命令を行った。 ・Pierre Fabreが当該措置の取消しを求めてパリ控訴院に提訴したところ、パリ控訴院は本件制限が目的において競争を制限するハードコア制限(欧州機能条約101条第1項)に該当するか等の論点について、欧州司法裁判所に先例判決を求めて照会した。 ・欧州司法裁判所は、本件選択的流通はその目的において競争を制限し、垂直協定に関する一括適用免除規則は適用されないと判断した。
5	Bang & Olufsen に対する件 (2012年) フランス競争委 員会 パリ控訴院	オンライン販売の禁止	・音響機器を製造販売するBang & Olufsenは,その選択的流通システムにおいて,認定流通業者は事実上同社の商品をインターネット販売できないこととしていた。 ・フランス競争委員会は,当該制限によって流通業者間の競争が弱められ,欧州競争法及びフランス競争法に違反するとして,90万ユーロの罰金を課すとともに,選択的流通制度に係る流通業者との契約内容に関し,流通業者がインターネット販売を行うことが可能であることを明確にするように修正する旨の命令を行った。 ・Bang & Olufsenがパリ控訴院に控訴したところ,同裁判所は競争委員会の決定を認容した。ただし,罰金については,競争委員会の決定時,インターネット販売を禁止する制限に関する法律・判例上の扱いがはっきりしていなかったことを考慮し,Pierre Fabre判決が出された2011年以降の期間を対象に罰金の計算が行われ,90万ユーロから1万ユーロに減額する旨の判決を下した。
6	Pride Mobility Products Ltd. 及びRoma Medical Aids Limited.に対す る件 (2014年) 英国競争市場庁	オンライン販売 の制限 再販売価格の維 持を容易にする 行為(MAP)	・電動車椅子を製造販売するPride Mobility Products Ltd.は、小売業者との間で、特定のシニアカーについて推奨小売価格以下の価格をインターネット上で表示することを禁止する旨の協定を締結していた。 ・同じく電動車椅子を製造販売するRoma Medical Aids Ltd.は、小売業者との間で、特定のシニアカーについてインターネット販売及びインターネットでの価格表示を禁止する旨の協定を締結していた。 ・競争市場庁は、当該協定が英国におけるシニアカーの競争を阻害、制限又は歪曲させる目的を有するものであるとして、上記2社及び関連するインターネット専業小売業者に対して英国競争法違反の決定を下した。
7	United Navigation に 対する件(2015	オンライン販売 に関連する再販 売価格維持行為	・ポータブルナビゲーション機器を製造販売するUnited Navigationは,複数の小売業者との間で,特定の小売販売 価格を下回って販売しない旨の合意をし,同社はインター

No.	事件名等	行為類型等	概要
	年)		ネット販売価格を監視して,小売業者が特定の水準を下回
			って販売している場合には当該価格を維持するように要求
	ドイツ連邦カル		していた。ほとんどの小売業者は,同社から要求があった
	テル庁		場合には価格を引き上げていたほか,供給拒絶や不正な商
			標権の利用を理由とした訴訟リスク,又はリベートの支給
			によって再販売価格維持の実効性が確保されていた。
			・連邦カルテル庁は,本件行為を再販売価格維持に当たると
			して,30万ユーロの罰金を課した。
8	HRS に対する件	オンラインに関	・オンラインホテル予約サイトを運営するHotel
	(2015年)	する MFN(APPA)	Reservation Service (HRS)が,ホテルとの間で,ホテルが
		条項	HRSのサイトに掲載するに当たり最も有利な条件を提示す
	デュッセルドル		る旨の契約を締結していた。
	フ高等裁判所		・ドイツ連邦カルテル庁は、かかる行為は競争制限的であり、
			また、HRSのオンラインホテル予約サイト市場におけるシェ
			アが30%を上回っていることから,一括適用免除規則の対
	D 1: 0 I=		象にはならないとして,違法とした。
9	Booking. Com C	オンラインに関	・オンラインホテル予約サイトを運営するBooking. comが,
	対する件 (2015	するMFN (APPA)	ホテルとの間で,ホテルがBooking. comのサイトに掲載す
	年)	条項	るに当たり、ホテルの宿泊料のほか、予約可能部屋数・キー
	い ノッパ声却 七 リ		ャンセル料等の条件について最も有利な条件を掲載しなけ ればならない旨の契約を締結していた。
	ドイツ連邦カル テル庁		・ドイツ連邦カルテル庁が異議告知書を送付し正式な審査を
	נוטל ל		・ドイク選邦ガルナル」が共議日知音を医りし近式な番直を 行ったところ,同社は修正案(同社サイトに掲載する条件
			は、ホテル自身のサイトにおける掲載価格のみよりも安く
			しなければならないといった内容)を連邦カルテル庁に提
			示した。カルテル庁は、当該修正案では競争上の懸念を払
			がした。ガルナルがは、当該修正衆では脱ず工の窓心を払 拭するには十分ではないとして、完全に当該条項を契約内
			なから削除する旨の命令を発した。Booking. comは,これ
			を不服として提訴している。
			・Booking. comについては,英国やフランス等,欧州各国の
			競争当局が,それぞれの国において同様の行為を行ってい
			た件について確約手続を行い,審査を終了している。

2.欧州(確約等)

No.	事件名等	行為類型等	概要
1	Amazonに対する	オンラインに関	・インターネット販売及びインターネット販売プラットフォ
	件 (2013年)	するMFN(APPA)	ーム事業を行うAmazonは , 同社のマーケットプレイスに出
		条項	店する小売業者に対して,当該小売業者が,楽天やe - bay
	ドイツ連邦カル		などの他のオンライン販売プラットフォームにおいて販売
	テル庁		する際に , Amazonマーケットプレイスにおける販売価格よ
			りも安い価格で販売することを禁止していた。
			・連邦カルテル庁は , Amazon以外のプラットフォームにおい
			て小売業者が消費者に訴求的な価格を設定できなくなり、
			Amazonが小売業者に対しより高い手数料を請求するおそれ
			が生じ,結果として小売業者の販売価格が上昇するとして
			調査を行ったが、Amazonは2013年に当該行為を取りやめる
	0.555		旨宣言し、連邦カルテル庁は調査を終了した。
2	GARDENA に対す	再販売価格の維	・園芸用品の製造販売を行うGARDENAは,実店舗において同社
	る件(2013年)	持を容易にする	製品を販売する小売業者とインターネット販売を行う小売
		行為(差別対価)	業者とで、仕入価格に差をつけており、実店舗のみで販売し
	ドイツ連邦カル		する小売業者は最大幅の値引きを受けることができた。
	テル庁		・連邦カルテル庁が調査を開始したところ ,GARDENAによる当
			該行為は,違法な二重価格システムに当たるとの見解を示した。 したトニス 同社は インターネット 販売小売業者 ト宝店
			したところ,同社は,インターネット販売小売業者と実店は、
			舗小売業者とで,同じ値引き制度を適用する旨の確約を行しれ,連邦カルテル庁は調査を終了した。
3	Bosch Siemens	 再販売価格の維	・家電製品の製造販売を行うBosch Siemens Hausgeräteは,
٥	Hausgeräte (持を容易にする	2013年1月に,取引先小売業者に対して,販売実績に応じ
	対する件 (2013	行為(差別対価)	たリベートシステムを導入した。同システムでは,インタ
	年)	口测(左加以)叫)	ーネットによる販売量が多いほど,小売業者が受け取るリ
			ベートは少なくなるというもので,実店舗による販売とイ
	 ドイツ連邦カル		ンターネット販売の両方を行う小売業者に不利になってい
	テル庁		た。
	7 7773		・連邦カルテル庁は,同社が採用したリベートシステムは, ・
			二重価格を用いた反競争的なものであるという見解を示し
			た。その後同社は,実店舗販売とインターネット販売に係
			るリベートを区別することを止め,同じリベートを支払う
			こととした旨,連邦カルテル庁に通知し,連邦カルテル庁
			は調査を終了した。
4	Dornbracht 対	再販売価格の維	・浴室用品を製造販売するDornbrachtは ,「オンライン・マー
	Reuter	持を容易にする	ケティングへの対応」及び「スペシャリストによる販売の
	(2014年)	行為(差別対価)	強化」と称する取組みの一環として,卸売業者に対するリ
			ベート制度を変更し,特定の質的基準を満たす小売業者に
	ドイツ連邦カル		販売した場合には追加的なリベートを支給することとし
	テル庁		た。当該基準は、消費者へのコンサルティングや、商品の
			展示,アフターケアなど,実店舗を有する小売業者に販売
			した場合にのみ満たされるようなものであった。その結果,
			インターネット販売業者は、基準を満たす実店舗小売業者
			よりも高い価格で商品を仕入れることとなった。
			・当該行為について連邦カルテル庁が調査を開始したとこ
			ろ、同社は卸売業者との契約内容を修正し、連邦カルテル
<u> </u>	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		庁は調査を終了した。
5	Verivox に対す	オンラインに関	・電力価格比較サイトを運営し,電力に関するデータの提供

No.	事件名等	行為類型等	概要
	る件 (2015 年) ドイツ連邦カル テル庁	する MFN(APPA) 条項	や料金最適化に係るサービスの提供も行っているVerivox は,電力供給会社との間で,ベストプライス条項(MFN)を定めていた。 ・連邦カルテル庁が調査を開始したところ,同社は当該条項を削除し,連邦カルテル庁は調査を終了した。
6	ASICS に対する 件 (2015 年) ドイツ連邦カル テル庁	オンライン販売の制限	・ランニングシューズ市場大手のASICSが,同社商品の販売に当たり厳格な質的基準をクリアした小売店のみ取り扱うことができるという選択的流通システムを用いていたところ,小売店との間で締結した契約条項に,小売店がそのインターネット販売に当たって価格比較機能を導入することや,第三者のサイトに小売店のリンクを掲載する際に同サイトにアシックスの名前を使わないこと(特に,検索サイトにおいて同社の名前で検索した際に,同時に小売業者のサイトが検索結果として表示されること)を禁止する条項を盛り込んでいた。 ・ASICSが当該条項を契約から削除したことで,連邦カルテル庁は審査を終了した。 ・なお,AdidasもASICSと同様に選択的流通システムを採用し,認定小売業者に対してインターネット販売の禁止や第三者のサイトに同社名を使用させない制限を課していたところ,同社は2014年に,小売業者との契約から当該条項を削除したとして,連邦カルテル庁は審査を終了している。
7	Adidas に対する件(2015年) フランス競争委員会	オンライン販売の制限	・Adidasは自社製品について選択的流通制を採っており、選択的流通協定の内容として、認可小売業者が同社製品をオンラインマーケットプレイス上で販売することを禁止していた。 ・フランス競争委員会は2012年にEコマースについての声明を出しており、製造業者がEコマースの発展を抑制するような契約条件は正当化されず、いかなる場合でも流通業者のオンライン販売を禁じることはできないとの見解を示していた。フランス競争委員会は本件行為につき審査を開始したが、Adidasが当該条項を削除したため、審査を終了した。
8	Ultra Finishing 及び Foster Refrigerator に対する件 (2016年) 英国競争市場庁	再販売価格の維 持を容易にする 行為(MAP)	・浴室用品メーカーのUltra Finishing Limited及び冷蔵庫メーカーのFoster Refrigeratorは、小売業者が同社らの製品をインターネット販売する際の最低表示価格(MAP)を設定していた。 ・競争市場庁は、同社らは小売業者が当該価格を下回る価格でインターネット販売を行うことを制限しており、再販売価格維持であり競争法違反だとして異議告知書を送付した。2016年5月、両社とも確約により終結した。
9	LEGO (2016 年) ドイツ連邦カル テル庁	再販売価格の維 持を容易にする 行為(二重価格)	・玩具メーカーLEGOは,オンライン販売と実店舗とで割引に差を設けていた。オンライン販売業者は棚の数量などの基準を満たすことができず,高い割引率を適用されなかった。・2016年7月,LEGOが契約条件の変更を申し出たことにより,連邦カルテル庁は審査を終了した。

3.米国

No.	事件名等	行為類型等	概要
1	Worldhomecente	再販売価格の維	・ホーム用品をインターネット販売するWorldhomecenter.
	r Com., Inc 対	持を容易にする	com(WHC)は,照明器具や家具を製造販売するQuoizelの商
	Quiozel, Inc	行為(MAP)	品について,同社からの直販又は認定ディーラー・独立系
	No.651444/2010		ディーラーを通じて仕入れていた。WHCは ,インターネット
	(N.Y. Sup.		販売によりその運営に係る維持費や諸経費が低いことか
	Ct. Oct. 25,		ら ,実店舗小売業者よりも安くQuiozelの商品を販売するこ
	2011)		とが可能であった。
	_ , , , , , ,		・2007年後半に , Quiozelは , インターネット最低広告価格ポ
	ニューヨーク州		リシー(IMAP)を策定し,インターネット販売小売業者が
	最高裁判所		IMAPを下回る価格の表示やかかる価格での販売を禁止し
			た。小売業者が当該ポリシーに違反した場合には、小売業
			者はQuiozelの商品を販売することができなくなる旨定め
			ており,同社はWHCがIMAPを遵守しなかったため,WHCに対し する商品の出荷・受注を拒否した。
			・WHCは,Quoizelの制限がニューヨーク州反トラスト法
			(NYGBL第340条)等に違反するとして,補償及び差止め
			を求めて提訴し、Quoizelは当該提訴に関して却下を申し立
			であると述所も、Ruorzerは当該提訴に関してからを中し立ってた。
			・裁判所は,2007年のLeegin事件最高裁判決が当然違法の原
			則が用いられる場合として「常に又は殆ど常に ,一見して ,
			競争を制限し、生産性を損なうような慣行」に限定し、ま
			た,同判決が再販売価格維持行為は,状況によっては競争
			促進効果と反競争的効果の両方を生じ得る旨示したことを
			引用し,ニューヨーク州裁判所も,WHCの主張について,同
			社が主張する当然違法の原則ではなく,合理の原則により
			検討しなければならないとした。その上で,本件行為につ
			いて合理の原則で判断するためのWHCによる事実の収集が
			十分ではないとし,Quiozelの却下申立てを認めた。
2	Appleに対する	オンラインに関	・電子書籍市場への参入を検討していたAppleは,当該出版社
	件(2012年)	する MFN(APPA)	5 社との間で ,電子書籍の小売価格を引き上げるため ,「出
		条項	版社が小売価格を決定する」「Appleの小売価格を市場で最
	米国司法省,米	(問題となった	も安い小売価格に合わせることの保証(最恵国待遇条項)」
	国連邦最高裁判	のは価格を引き	等といった内容を盛り込んだ代理店モデル(メーカーとプ
	所	上げる共同行為	ラットフォーム事業者の間での代理店契約であってメーカ
		である。)	ーが小売価格を決定するモデル)の契約を締結した。
			・司法省は2012年 ,App leと出版社 5 社の電子書籍の小売価格 を共同して引き上げる行為がシャーマン法第 1 条に違反す
			を共向して引き上げる11点がジャーマン広第1宗に進及すしるとして民事提訴した。
			・Apple以外の被告5社は和解した。Appleについては第1審
			においてシャーマン法第1条違反が認定され,控訴審(第
			2巡回区連邦裁判所)も第1審を支持した。裁判所はApple
			と出版社5社が共謀して電子書籍の小売価格競争を制限
			し,電子書籍の小売価格を引き上げたとして,水平の価格
			カルテルを認定し、当然違法の原則によりシャーマン法1
			条違反と判断した。2016年,米国連邦最高裁判所はAppleに
			よる上告の申立てを却下した。
			・なお,本件では,Appleの代理店モデル契約やその中の最恵
			国待遇条項そのものは違法とされたわけではない。
<u> </u>			

No.	事件名等	行為類型等	概要
3	Costco	再販売価格維持	・会員制倉庫型小売店を運営するCostco Wholesale Corp.
	Wholesale	行為	(Costco)は,コンタクトレンズを製造販売するJohnson &
	Corp. 対		Johnson Vision Care, Inc. (JJVC)に対し,JJVCの設定し
	Johnson &		た価格を下回る価格で広告・販売する流通業者にはコンタ
	Johnson Vision		クトレンズの供給を停止するという価格ポリシーが垂直的
	Care, Inc.		な価格協定でありシャーマン法第1条に違反するとして提
	(2015年)		訴した。
			・裁判所は,本件価格ポリシーがコンタクトレンズの価格競
	フロリダ中央区		争を阻害し競争を不当に制限するものとして , Costcoの主
	連邦地方裁判所		張を認めた。

流通・取引慣行ガイドライン策定以降の主要な審判決例1

1 e コマース関連

	ショイー入民建		•	·
	件 名 【勧告(命令)日 (審決日)】	流取GL 該当箇所	違反法条	概 要
1	ハマナカ㈱に対 する件(東京高裁 平 22 (行ケ) 12) 【平 20.6.23 (H22.6.9) H23.4.22 高裁判 決】	第2部第1の2(再販売価格の拘束)	旧一般指定 12項 (再販売価 格の拘束)	ハマナカ毛糸について,値引き限度価格を定め,小売業者に対し,値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに,卸売業者をして,当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し,値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させ,小売業者が当該要請に応じない場合には,当該小売業者又は当該小売業者の取引先卸売業者に対するハマナカ毛糸の出荷を停止するなどしている。 インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸を販売する場合においても,値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに,卸売業者をして,当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し,値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに,卸売業者をして,当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し,値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させている。
2	ジョンソン・エ ンド・ジョンソン (株)に対する件(平 22(措)20) 【平 22.12.1】		一般指定 12項 (拘束条件 付取引)	取引先小売業者との取引に当たり、ワンデーアキュビュー90枚パックの販売及びワンデーアキュビューモイスト 90枚パックの販売に関し、それぞれ、当該製品の販売開始以降、当該取引先小売業者に対し、広告において販売価格の表示を行わないようにさせていた。 DDプランと称する販売促進策の対象事業者として、ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)が選定した取引先小売業者との取引に当たり、ワンデーアキュビューモイスト 30枚パックの販売に関し、遅くとも平成 21年 12月以降、当該取引先小売業者に対し、ダイレクトメールを除く広告において販売価格の表示を行わないようにさせていた。 (例) 平成 20年 12月ころ、福岡県に本店を置く取引先小売業者が、インターネット上に開設したウェブサイトのトップページにおける広告においてワンデーアキュビュー 90枚パックの販売価格の表示を行ったところ、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、当該取引先小売業者に対し、当該トップページにおける広告から当該製品の販売価格の表示を削除させた。
3	アディダスジャ	第2部第1の2(再販売	第2条第9	イージートーンの販売に関し ,遅くとも平成22年

 1 平成 3 年 7 月から平成 2 8 年 8 月末までの不公正な取引方法 (不当廉売及び優越的地位の濫用に係るものを除く。) の事案のうちの主要な事例。

	パン(株)に対する件 (平24(措)7)	価格の拘束)	項第4号	3月下旬以降,自ら又は取引先卸売業者を通じて, 小売業者(インターネットを利用した方法により全
	【平 24.3.2】		格の拘束)	国に商品を販売している小売業者を含む)に, イージートーンのうち平成22年10月以前 に初日したモデルを,アディダスジャパンの定めた
				値引き限度価格以上の価格で イージートーンのうち平成22年11月以降
				に発売したモデルを ,アディダスジャパンの定めた
				本体価格どおりの価格で それぞれ販売するようにさせていた。
4	(株)ディー・エ	該当なし	一般指定	特定ソーシャルゲーム提供事業者に対し,GREE
	ヌ・エーに対する 件(平23(措)		第 14 項 (競争者に	(グリー㈱の運営する携帯電話向けソーシャルネ ットワーキングサービスをいう。)を通じてソーシ
	4)		対する取引	ャルゲームを提供しないようにさせていた。
	【平 23.6.9】		妨害)	
5	コールマンジャ パン(株)に対する件	第2部第1の2(再販売 価格の均声)	第 2 条第 9 項第 4 号	コールマンのキャンプ用品の実店舗における販売 又はインターネットを利用した販売に関し,
	(平28(措)7)	岡行00719末 /	(再販売価	スは <u>インクーネットを利用した販売</u> に関し、 コールマンのキャンプ用品について ,遅くとも
	【平成 28.6.15】		格の拘束)	平成22年以降,毎年8月頃に,販売ルールを次の
				とおり定めていた。
				ア 販売価格は , コールマンのキャンプ用品ごとに
				コールマンジャパンが定める下限の価格以上の 価格とする。
				イ 割引販売は , 他社の商品を含めた全ての商品を
				対象として実施する場合又は実店舗における在
				庫処分を目的として ,コールマンジャパンが指定
				する日以降,チラシ広告を行わずに実施する場合
				に限り認める。
				コールマンのキャンプ用品について ,自ら又は 取引先卸売業者を通じて
				取引光郎光楽音を通じて ア 継続して取引を行う小売業者に対しては , 翌シ
				ーズンの取引について商談を行うに当たり ,販売
				ルールに従って販売するよう要請し
				イ 新たにコールマンのキャンプ用品の取引を希望
				する小売業者に対しては,取引開始に当たり,販
				売ルールに従って販売するよう要請しコールマンジャパンが他の小売業者にも販売ルールに従
				フシャハフが他の小元業者にも販売ルールに使 って販売させることを前提に ,小売業者から販売
				ルールに従って販売する旨の同意を得て,当該小
				売業者に販売ルールに従って販売するようにさ
				せていた。

【参考】警告事案

	件 名【警告日】	流取GL 該当箇所	違反法条	概 要
1	ジョンソン・エ	第2部第2の6(小売業	旧一般指定	使い捨てコンタクトレンズ販売について ,取引先販

ンド・ジョンソ	者の販売方法に関する	13 項	売業者に対し ,インターネットによる販売を一律に
ン(株)(平 14	制限)	(拘束条件	<u>認めない方針を採り,</u> これにより,医師の処方を得
(査)1)		付取引)	てインターネットにより低価格で販売する場合ま
【平14.12.12】			で,取引先販売業者の取引を制限していた疑い。

2 購入者側による制限

		U1 PV		
	件 名 【勧告(命令)日 (審決日)】	流取GL 該当箇所	違反法条	概 要
1	三蒲地区生コン クリート協同組合 に対する件(平3 (勧)18) 【平3.10.30(平 3.12.2)】		旧一般指定 15 項 (競争者に 対する取引 妨害)	アウトサイダーの砂利購入取引を不当に妨害して いた。
2	鳥取中央農業協 同組合に対する件 (平11(勧)2) 【平11.2.12(平 11.3.9)】		旧一般指定 13 項 (拘束条件 付取引)	農業用生産財資材を購入先販売業者から購入する に当たり,当該販売業者と組合員との取引その他当 該販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付 けて取引をしている。
3	姫路市管工事業 協同組合に対する 件(平12(勧) 5) 【平12.4.7(平 12.5.10)】	該当なし	旧一般指定 13項 (拘束条件 付取引)	姫路水道局が給水設置工事用資材として指定する 資材の購入に当たり,購入先資材販売業者に対し, 当該資材を組合員及び非組合員に直接販売しない ようにさせる等,当該資材販売業者の事業活動を不 当に拘束する条件を付けて取引をしている。
4	株サギサカに対する件(平12 (勧)6) 【平12.4.27(平 12.5.16)】	第1部第4の2(取引先 事業者に対する自己の 競争者との取引の制限)	旧一般指定 2項(その 他の取引拒 絶) 13項(拘束 条件付取 引)	自転車用品を購入先製造者から購入するに当たり, 自社の納入先量販店に自社を通さず,直接又は間接 に自転車用品を販売しないようにとの条件を付け て取引し,また,販売先卸売業者に,自社の特定競 争業者に対する人気キャラクターを使用したオー クス社製の自転車用品の販売を拒絶させている。

3 並行輸入関連

No	件 名 【勧告(命令)日 (審決日)】	流取G L 該当箇所	適用法条	概要
1	ラジオメーター トレーディング (株) に 対 す る 件 (平 5(勧)16) 【平 5.8.3 (平 5.9.28)】	第3部第3の2(2)(販売 業者に対する並行輸入 品の取扱い制限)	旧一般指定 第 15 項 (競争者に 対する取引 妨害)	取引先販売業者に対し,並行輸入試薬を取り扱わないよう要請し,これに応じない場合は同社の販売する試薬の供給の停止等の対応をする旨の通知を行っていた。
2	星商事㈱に対す る 件 (平 8(勧)2)	第3部第3の2(1)(海外 の流通ルートからの真 正商品の入手の妨害)	旧一般指定 第 15 項 (競争者に	同社はヘレンド社製の磁器製食器等の総代理店であるところ、自己と競争関係にある並行輸入品を取り扱う輸入販売業者とその取引の相手方である外

No	件 名 【勧告(命令)日 (審決日)】	流取G L 該当箇所	適用法条	概 要
3	【平8.2.29 (平8.3.22)】 (株松尾楽器商会に対する件(平8(勧)12) 【平8.4.5 (平8.5.8)】 ハーゲンダッツジャパン(株に対する件(平9(勧)4) 【平9.3.27 (平9.4.25)】	第3部第3の2(1)(海外の流通ルートからの真正商品の入手の妨害) 第3部第3の2(1)(海外の流通ルートからの真正商品の入手の妨害) 第2部第1の2(再販売価格の拘束)	対妨旧第(対妨旧第(対妨る) 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	国に所在するヘレンド社の総代理店等との取引を不当に妨害していた。 同社はスタインウェイ・ピアノの総代理店であるところ、自己と国内において競争関係にある並行輸入ピアノを取り扱う輸入販売業者とその取引の相手方である外国に所在するスタインウェイ・ハンブルク支店の代理店との取引を不当に妨害していた。自己と国内において競争関係にある並行輸入品を取り扱う輸入販売業者とその取引の相手方である外国に所在する同製品の販売業者との取引を不当に妨害していた。また、ハーゲンダッツブランドのアイスクリーム製品について、取引先小売業者に対し、自ら又は取引先卸売業者をして希望小売価格を維持させる条件をつけて供給していた。
5	(株)ホビージャパンに対する件(平9(勧)14) 【平9.10.22 (平9.11.28)】	第3部第3の2(3)(並行輸入品取扱い業者への販売制限) 第2部第1の2(再販売価格の拘束) 第2部第2の4(4)(安売り業者への販売禁止)	も認定 旧一般指定 第13項 (拘束条件 付取引) 再販(第 12項)第 12項) も認定	「マジック:ザ・ギャザリング」と称するトレーディングカードゲーム(以下「マジック」という。)の販売に関し,並行輸入品を販売している小売業者等マジックを安売りするおそれのある小売業者にはマジックを販売しないよう条件を付けて取引先卸売業者と取引し,また,自ら又は取引先卸売業者を通じて,希望小売価格を維持させる条件を付けて供給していた。
7	ミツワ自動車㈱ に対する件(平 9(判)6) 【平9.11.10 (平10.6.19)】 グランドデュー クス㈱に対する 件 (平 10(勧)14) 【平10.6.23 (平10.7.24)】	第3部第3の2(1)(海外 の流通ルートからの真 正商品の入手の妨害) 第3部第3の2(1)(海外 の流通ルートからの真 正商品の入手の妨害)	旧 第 15 項 (対す が害 の の の の の の の の の の の の の	ポルシェ社製の自動車を取り扱う並行輸入業者と,外国に所在する輸入代理店から供給を受けてポルシェ車を販売する海外販売業者との間の取引を不当に妨害していた。 ゼネラルエコロジー社が製造するシーガルフォー・ブランドの据置型浄水器について,並行輸入業者とその仕入先である海外販売業者との取引を不当に妨害していた。

【参考】警告事案

No	件 名【警告日】	流取G L 該当箇所	適用法条	概 要	
1	㈱銀座銃砲店に 対する件 (平3(査)3)	第3部第3の2(1)(海外 の流通ルートからの真 正商品の入手の妨害)	旧一般指定 第 15 項 (競争者に	ファインベルクバウ社製の競技用エア・ライフル の並行輸入に関し,並行輸入業者とドイツ連邦共 和国所在の現地問屋との取引に不当に介入し,当	
	【平3.6.6】		対する取引 妨害)	該製品を並行輸入している事業者とその取引相手 方との取引を不当に妨害していた。	
2	(株)レイズに対す る 件 (平	第3部第3の2(1)(海外 の流通ルートからの真	旧一般指定	同社はベータ社製トライアルバイクの総代理店で あるところ,同製品の並行輸入を行っている輸入	

No	件 名【警告日】	流取GL 該当箇所	適用法条	概 要
	8(査)3) 【平8.8.9】	正商品の入手の妨害)	第 15 項 (競争者に 対する取引	販売業者とその取引の相手方である外国に所在する同製品の取扱業者との取引を不当に妨害していた。
3	(株)ホビージャパンに対する件 (平8(査)21) 【平9.10.22】	第3部第3の2(1)(海外 の流通ルートからの真 正商品の入手の妨害)	妨害) 旧一般指定 第 15 項 (競争者に 対する取引 妨害)	「マジック:ザ・ギャザリング」と称するトレーディングカードゲームの販売に関し,並行輸入業者とその仕入先である外国に所在する「マジック:ザ・ギャザリング」の販売業者との取引を不当に妨害していた。

相談事例集に掲載されている事例のうち全体見直しの検討に資するもの

1 電子商取引に係る制限が論点となった事例

No	内容 【行為類型】	概要	独占禁止法上の考え方	出典
1	工作機械用消耗品メー	工作機械用消耗品メーカー	本件は ,メーカーが ,小売業者間におい	平成 14 年~
	カーによるインターネ	が,小売業者に対して,イ	てユーザーの争奪が行われることを回	平成 15 年度
	ット販売時の小売価格	ンターネット販売におい	避するために,小売業者がホームペー	相談事例集 ¹
	表示禁止	て , 小売価格を表示しない	ジ上に小売価格を掲載することを制限	(事例2)
	【販売方法の制限】	ように制限することは独占	するものであり,合理的な理由がある	
		禁止法上問題となると回答	ものとは考えられず,当該商品をめぐ	
		した事例	る価格競争が阻害されるおそれがある	
			と考えられるので,拘束条件付取引と	
			して問題となる。	
2	コンテンツプロバイダ	インターネットを用いた音	本件は,コンテンツプロバイダー(A	平成 16 年度
	ーによるポータルサイ	楽配信事業において,コン	社)が ,ポータルサイトを運営するプラ	相談事例集
	ト上の販売価格指示	テンツプロバイダーが,ポ	ットフォーム事業者(B社)に対して,	(事例3)
	【再販売価格の拘束】	-タルサイトを提供するプ	利用者に配信する際の販売価格を指示	
		ラットフォーム事業者との	するものであるが,A社はB社に対し	
		間で,コンテンツプロバイ	て,A社の提供する楽曲のB社サーバ	
		ダーが指示する価格で音楽	ーへのアップロード及び利用者からの	
		配信することを定めた委託	代金徴収業務のみを委託するものであ	
		販売契約を締結すること	り,実質的にはA社が楽曲を直接利用	
		は,直ちに独占禁止法上問	者に提供するものと認められることか	
		題となるものではないと回	ら,直ちに独占禁止法上問題となるも	
		答した事例	のではない。	
			ただし,B社が自社の音楽配信サービ	
			スへの利用者の誘引を目的として,自	
			らの計算において実質的に配信価格を	
			引き下げるサービスなどを提供するこ	
			とまでを A 社が禁止することは,プラ	
			ットフォーム事業者間の競争を不当に	
			阻害し,独占禁止法上問題となる。	
3	医療機器メーカーによ	医療機器メーカーが,取引	医療機器メーカーX社の医療機器A	平成 23 年度
	る通信販売の禁止	先事業者に対し,当該メー	は,人体に装着して使用するものであ	相談事例集
	【販売方法の制限】	カーの医療機器のうち通信	り,その販売方法について特段の規制	(事例1)
		販売では行うことのできな	はないが,特殊な機器を用いて消費者	

 $^{^1}$ 平成 14 年 1 月から平成 16 年 3 月までに寄せられた相談に基づいて作成されたもの。なお,相談事例集は,前年までは暦年ベース(直近のものは,平成 13 年相談事例集(平成 14 年 3 月公表)),本相談事例集以降は年度ベースで作成されている。

No	内容 【行為類型】	概要	独占禁止法上の考え方	出典
		い調整を行った上で販売す	の体の状態を実際に計測し,その計測	
		ることが不可欠なものにつ	値に合わせて機器の設定等を修正した	
		いて,通信販売及び通信販	上で ,消費者に対し ,使用感を聞き ,そ	
		売を行う事業者への販売を	れに応じて更なる微修正を行うといっ	
		禁止することは , 独占禁止	たプロセスを経る調整を行わなければ	
		法上問題となるものではな	性能が発揮できないものであるとこ	
		いと回答した事例	ろ,当該調整を消費者自身で行うこと	
			は困難である。	
			本件は,X社が,取引先事業者に対し,	
			自身での通信販売及び通信販売業者へ	
			の販売をやめるよう要請し,やめない	
			取引先事業者に対してはX社の医療機	
			器Aの出荷を停止するもの(調整を行	
			う事業者に別途調整を依頼するとして	
			いる消費者に販売するなど,消費者が	
			販売時の調整を必要としない場合を除	
			く。) であるが , (ア)X 社の医療機	
			器Aは,調整が行われないままで販売	
			されると性能の発揮が著しく阻害さ	
			れ,消費者に不利益を与える蓋然性が	
			高いこと ,(イ) X 社の医療機器 A の調	
			整は通信販売では行うことができない	
			こと ,(ウ) 消費者が販売時の調整を必	
			要としない場合に限定して行う通信販	
			売についてまで禁止するものではな	
			く,必要最小限の制限であることから	
			すれば,本件には合理的な理由がある	
			と考えられること , 全ての取引先事	
			業者に対して同等の制限が課せられる	
			こと , 店舗販売を行う X 社の取引先	
			事業者の中には,メーカー希望小売価	
			格より相当程度低い価格で販売を行う	
			者も存在し ,本件が ,取引先事業者の販	
			売価格について制限を行うものである	
			とは考えられないことから,X社が取	
			引先事業者の事業活動を不当に制限す	
			るものではなく,独占禁止法上問題と	
			なるものではない。	

No	内容 【行為類型】	概要	独占禁止法上の考え方	出典
4	医薬品メーカーによる	医薬品メーカーが , 取引先	本件は ,医薬品メーカー×社が ,取引先	平成 23 年度
	対面販売の義務付け	事業者に対し,当該メーカ	事業者との間で,使用方法に特徴があ	相談事例集
	【販売方法制限】	-の医薬品について積極的	る同社の医薬品Aを販売する際には,	(事例2)
		な商品説明等を対面で行う	積極的な商品説明及びアフターサービ	
		よう義務付けることは,独	スを対面で行うよう義務付ける内容の	
		占禁止法上問題となるおそ	契約を締結するものであるが , (ア)	
		れがあると回答した事例	X社の医薬品Aは法令上通信販売が禁	
			止されるものではないこと ,(イ) X社	
			の医薬品Aの特徴は通信販売でも十分	
			説明が可能であると考えられることか	
			ら,本件契約を締結する合理的な理由	
			があるとはいえないこと , X社は ,店	
			舗販売を行っている取引先事業者が本	
			件契約で義務付けられる積極的な商品	
			説明等を行わなかったとしても医薬品	
			Aの出荷停止等の措置を採らないとし	
			ており,店舗販売の方法によりX社の	
			医薬品Aを販売する取引先事業者と通	
			信販売の方法によりX社の医薬品Aを	
			販売する取引先事業者に同等の制限が	
			課されているとはいえないこと , 現	
			在,X社の医薬品Aについては,相当数	
			が通信販売の方法によって販売されて	
			おり,通信販売では店舗販売に比べて	
			相当程度低い価格で販売されているた	
			め,X社が取引先事業者の販売方法の	
			制限を手段として販売方法について制	
			限を行うものである可能性が高いこと	
			から,X社の取引先事業者の事業活動	
			を不当に制限し,独占禁止法上問題と	
			なるおそれがある。	
5	福祉用具メーカーによ	福祉用具メーカーが,イン	│本件は ,福祉用品メーカー×社が ,福祉	平成 25 年度
	る店舗販売業者のみを	ターネット販売業者を対象	用品Aを販売するに当たり,店舗販売	相談事例集
		とせずに,店舗販売業者の	業者に対し, 来店した一般消費者に	(事例4)
	与	みを対象とするリベートを	直接適切な商品説明を行う販売員教育	
		新たに設けることについ	を行うこと , 種類ごとに一定の在庫	
	与】	て,独占禁止法上問題とな	を常時確保することの両方の条件を満	
		るものではないと回答した	たす場合に,当該販売方法を支援する	

No	内容 【行為類型】	概要	独占禁止法上の考え方	出典
		事例	リベート(福祉用品Aの販売量によっ	
			て変動・増加しない固定額)を供与する	
			ものであるが ,当該リベートは ,店舗販	
			売に要する販売コストを支援するため	
			のものであり,インターネット販売業	
			者に対する卸売価格を引き上げるもの	
			ではなく、その事業活動を制限するも	
			のではないことから,独占禁止法上問	
			題となるものではない。	
6	電子機器メーカーによ	電子機器メーカーが,小売	本件は ,電子機器メーカーX社が ,全て	平成 26 年度
	る対面での説明の義務	業者に対して,店舗での対	の小売業者に対して,店舗での対面に	相談事例集
	付け	面による電子機器の操作方	よる同社の電子機器Aの操作方法の説	(事例5)
	【販売方法制限】	法の説明を義務付け,イン	明を義務付け,インターネットを利用	
		ターネットを利用した販売	した販売を禁止するものであるとこ	
		を禁止することについて,	ろ, X社は,これまで小売業者に対し	
		独占禁止法上問題となると	て,電子機器Aの操作方法説明を求め	
		回答した事例	ておらず,一般消費者からも電子機器	
			Aの操作に関する問い合わせはほとん	
			どないこと , 小売販売は ,店舗で販売	
			するほか,インターネットを利用して	
			店舗より安く販売していることを踏ま	
			えれば ,本件行為により ,電子機器Aの	
			販売価格が維持されるおそれがあり,	
			拘束条件付取引に該当し,独占禁止法	
			上問題となる。	
7	機械製品メーカーによ	機械製品メーカーが,小売	本件は ,機械製品メーカーX社が ,機械	平成 26 年度
	る新商品の機能の説明	業者に対して,一般消費者	製品Aの新商品の販売に当たり,小売	相談事例集
	の義務付け	に新商品の機能を説明する	業者に対して,当該新商品の機能を一	(事例6)
	【販売方法制限】	ことを義務付けることにつ	般消費者に説明することを義務付ける	
		いて,独占禁止法上問題と	こととし ,具体的な方法として , 店員	
		なるものではないと回答し	による説明又は 自社が作成した動画	
		た事例	の小売業者のショッピングサイトへの	
			掲載を求めることとするものであると	
			ころ ,(A)義務付ける内容が過度なも	
			のではなく,新商品の適切な販売のた	
			めの合理的な理由が認められること,	
			(B)実質的に同等の条件が全ての小	
			売業者に対して課せられていることか	

No	内容 【行為類型】	概要	独占禁止法上の考え方	出典
			ら,独占禁止法上問題となるものでは	
			ない。	
8	メーカーによる差別取	市場における有力な日用品	本件は ,日用品メーカーX社が ,日用品	平成 27 年度
	扱い	メーカーが , 一部の取引先	A の販売に当たり,小売業者が一定数	相談事例集
	【販売方法制限】	事業者に対してのみ,顧客	量以上まとめて日用品Aを販売した場	(事例1)
		への商品発送をメーカー負	合には,顧客への発送をX社の負担で	
		担で代行することについ	代行しているという状況の下におい	
		て,独占禁止法上問題とな	て,小売業者に対して,「小売業者から	
		るものではないと回答した	顧客に対して使用方法について指導を	
		事例	行う」との販売方法を推奨し ,これを採	
			用する小売業者に対しては,引き続き,	
			顧客への発送をX社の負担で代行する	
			一方,同販売方法を採用しない小売業	
			者に対しては,発送代行に係る料金を	
			請求するものであるところ , 本件取	
			組は,日用品Aの安全な使用の啓発を	
			目的とするものであるため、それなり	
			の合理的な理由が認められ,かつ,他の	
			取引先小売業者に対しても同等の条件	
			が課せられているためそれ自体に公正	
			な競争を阻害するおそれがないこと,	
			店舗販売とインターネット販売のい	
			ずれの形態でも採用可能であり,小売	
			業者の販売価格等についての制限手段	
			として行われるものではないことか	
			ら,独占禁止法上問題となるものでは	
			ない。	
9	ライセンシーに対する	商標権を有する組合が,商	本件は,製品Aに関する著名な商標	平成 27 年度
	安売り広告の禁止	標の使用の許諾に伴い,商	の商標権者であるX組合が,組合員で	相談事例集
	【販売方法制限】	標を付した製品の製造販売	ある製造販売業者に対して,商標の	(事例3)
		業者に対して安売り広告を	ライセンス契約の更新時に,商標 を	
		禁止することについて,独	付した製品Aの販売に際して,店頭や	
		占禁止法上問題となると回	インターネット等において ,「特価」や	
		答した事例	「セール」といった安売り広告を行わ	
			ないことを条件として追加し,これに	
			同意しない組合員とはライセンス契約	
			を更新しないものであるところ,これ	
			によって,商標 を付した製品Aの製	

No	内容 【行為類型】	概要	独占禁止法上の考え方	出典
			造販売業者間の価格競争が阻害され,	
			商標を付した製品Aの販売価格が維	
			持されるおそれがあることから,独占	
			禁止法第 21 条に規定される「権利の行	
			使と認められる行為」とは認められず,	
			独占禁止法上問題となる。	

2 総代理店契約・並行輸入に係る制限が論点となった事例

No	内容 【行為類型】	概要	出典	
1	スポーツウェアに係 スポーツウェアに係る我が		本件は,スポーツウェアに係るA商標	不公正な取
	る商標権者による輸	国における商標権者が ,並行	の我が国における商標権者(X社)が,	引方法に関
	入品が商標権侵害で	輸入品が真正商品ではない	東南アジア及び中国においてA商標の	する相談事
	ある旨指摘する文書	とする一応の根拠がある状	利用許諾を受けているメーカー(Y社)	例集(事例
	の送付	況の下で ,当該並行輸入品を	の製品を取り扱っている流通業者に対	10)
	【並行輸入の不当阻	商標権侵害として訴訟を提	して , Y 社製品を輸入・販売することが	
	害】	起する旨の文書を流通業者	我が国における商標権を侵害するもの	
		に送付することは ,並行輸入	であるとのX社の考え方及びいずれ民	
		品の不当な妨害には当たら	事訴訟等を提起することを考慮してい	
		ないと回答した事例	る旨を伝える文書を送付するものであ	
			るが,X社とY社の間に直接的にも間	
			接的にも法律上・経済上・資本上の関係	
			が一切ないこと等の下では, Y 社製品	
			の輸入・販売がX社の商標権を侵害す	
			るという考え方には一応の根拠がある	
			と考えられることから,独占禁止法上	
			問題となるものではない。	
		医療機器及び同機器で使用	本件は,医療機器及び同機器で使用す	不公正な取
	医療機器の輸入総代	する消耗品の輸入総代理店	る消耗品の輸入総代理店(X社)が,	引方法に関
	理店による並行輸入	が ,正規輸入品であることを	自社の販売する消耗品に「X社検査済	する相談事
	された消耗品使用時	強調する表示をすること等	み」シールを貼付する , 自社の販売す	例集(事例
2	には本体装置の性能	が並行輸入品の販売妨害効	る消耗品に「この消耗品はX社の品質	11)
	を補償しない旨の文	果を生じるとして並行輸入	管理試験を通ったものであることを証	
	書の作成等	品の取引妨害に該当すると	明します。X社の品質管理試験を経な	
	【並行輸入の不当阻	回答した事例	い製品によるデータや機器の責任は負	
	害】		いかねますのでご留意願います。」とい	
			うシールを貼付するものであるが,品	

No	内容 【行為類型】	概要	独占禁止法上の考え方	出典
			質検査や品質管理試験は,当然,消耗品	
			を製造するメーカー自身も既に行って	
			おり,X社による検査は抜取り検査程	
			度にとどまることから,X 社が独自の	
			品質管理等を行っているかのような印	
			象を与える表示を行うことは,ユーザ	
			ーに対して,並行輸入品は品質保証が	
			なされていない旨の誤解を生ぜしめる	
			おそれがある。また ,並行輸入品に生じ	
			た欠陥が原因で本体装置に異常が生じ	
			た場合にはX社が責任を負うものでは	
			ないことから,X社によるシール貼付	
			には ,正当な理由があるとはいえず ,む	
			しろ並行輸入品の取引を妨害する手段	
			として用いられるおそれも否定できな	
			ι _ι ,	
			したがって,上記 及び のシール貼	
			付は,並行輸入品を偽物扱いすること	
			と同様,取引妨害効果を生じると考え	
			られ ,また ,並行輸入品の取引を妨害す	
			る手段として行われる可能性もあるた	
			め,独占禁止法上問題となる。	
3	機械装置の輸入総代	機械装置の輸入総代理店が ,	本件は,並行輸入業者や中古品販売業	平成 17 年度
	理店による並行輸入	並行輸入品や中古品販売業	者に修理等を行うことができない特段	相談事例集
	品の修理等の拒否	者が販売した中古品の修理	の事情は認められず ,また ,並行輸入品	(事例5)
	【並行輸入品の修理	等について ,自社の顧客を優	の供給量増加に伴い輸入総代理店の物	
	等の拒否】	先して取り扱うことは直ち	的・人的リソースの制約から全ての修	
		に独占禁止法上問題となる	理等に対応することが困難な場合に自	
		ものではないと回答した事	社の販売先を優先して取り扱うもので	
		例	あり,合理的な理由が認められること	
			から,直ちに独占禁止法上問題となる	
			ものではない。	
4	機器の輸入総代理店	機器の輸入総代理店が ,点検	本件は ,並行輸入品の修理・点検依頼が	平成 19 年度
	による自社輸入品と	料金について ,自社輸入品を	増加し,これに係る輸入総代理店(X	相談事例集
	並行輸入品との点検	並行輸入品より有利な条件	社)の人件費等のコストが増加してい	(事例1)
	料金の差別化	とすることは ,並行輸入品の	ることから , 年に1回の頻度で行う	
	【並行輸入品の修理	実質的な修理拒否と認めら	ことが推奨されている分解点検の基本	
	等の拒否】	れない場合には,直ちに独占	料金について,新規に自社輸入品を購	

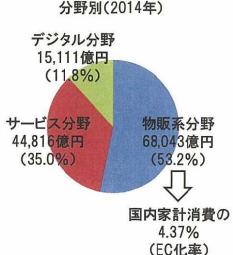
No	内容 【行為類型】	概要	独占禁止法上の考え方	出典
		禁止法上問題となるもので	入したユーザーに対してのみ一定割合	
		はないと回答した事例	を割り引くものであるが , 故障修理	
			についてはX社輸入品と並行輸入品で	
			料金に差を設けないこと, 分解点検	
			の実施は推奨にすぎず,これを行わな	
			かったとしても,本件対象機器の使用	
			ができなくなるものではないこと,	
			分解点検の頻度は 年に1回であり,	
			これに係る基本料金を一定程度割り引	
			いたとしても,X社輸入品と並行輸入	
			品との本体の価格差(2割程度)には満	
			たないことから,実質的に修理拒否と	
			同様の効果を有するとは認められない	
			ため,直ちに独占禁止法上問題となる	
			ものではない。	
5	繊維メーカー間の総	国内の繊維メーカーが外国	本件は , 共に繊維 A を製造する国内メ	平成 22 年度
	代理店契約	の繊維メーカーの国内にお	ーカー(X 社)が ,外国メーカー(Y 社)	相談事例集
	【競争者間の総代理	ける総代理店となることは	の国内における総代理店となるもので	(事例2)
	店契約】	独占禁止法上問題となるも	あるが,X社の製造する繊維Aが全て	
		のではないとした事例	高品質・高価格(Y社が製造する後述の	
			繊維A2の10倍の価格で販売される。)	
			の繊維A1であり,Y社の製造する繊	
			維Aが全て低価格の繊維A2であり,	
			Y社が我が国において十分な販路・販	
			売ノウハウを有していないことを踏ま	
			えると, 繊維A1と繊維A2との間	
			に代替関係はなく,X社とY社は競合	
			関係にないこと , Y社の参入によっ	
			て,今後需要の拡大が見込まれる我が	
			国の繊維A2の販売市場における競争	
			が活発になると考えられることから、	
			独占禁止法上問題となるものではな	
			ll _o	

3. 電子商取引の実態 (1) BtoC-EC 市場規模

資料8 第3回研究会資料 (流通経済研究所作成) より抜粋

■ BtoC-EC 市場規模は、2014年に12兆円、この10年間で2.7倍まで拡大 したと推計されている。内、物販系は半数を占める。





※BtoC-EC 市場規模の推定方法

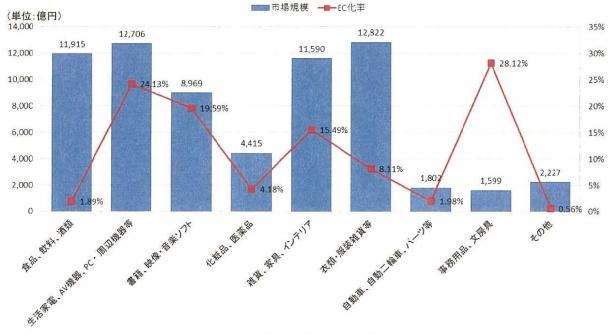
財(商品)、サービス毎のBtoC-EC販売動向の調査を市場規模推計の中心作業とする。具体的には、①消費者アンケート結果からの推計値算出、②文献調査、③企業ヒアリング、④その他調査を並行で行いながら、市場規模推計値を算出する。市場規模推計作業では、BtoC-EC販売動向調査を補完すべく、(1)マクロ経済動向、(2)個人消費動向、(3)個別産業動向、(4)ネット利用動向も並行で行う。このように多面的な調査をもって算出する市場規模推計値の客観生を確保する方針とする。出所、経済産業省「電子商取引に関する市場調査」各年 (c)2016公益財団法人流通経済研究所

※EC化率の分母の推定方法 商品別に、家計調査をもとに1世帯当たりの年間平均 消費支出額全体に占める年間平均食料支出額の比率を求め、その比率に対しGDP統計における国内を 計最終消費支出を乗算することで、国内で個人が消費した各商品の商取引市場規模の総額を推定する。

3. 電子商取引の実態 (2) 商品品目別のBtoC-EC 市場規模

■ 物販系のBtoC-EC市場では、「衣類等」「家電等」「食品等」「雑貨等」が1兆円を超える市場がある。EC化率は「食品等」で低い。

物販系分野における商品品目別のBtoC-EC 市場規模とEC化率(2014年)



出所:経済産業省「電子商取引に関する市場調査」各年

(c)2016公益財団法人流通経済研究所

3. 電子商取引の実態 (3) 業種別のBtoC-EC 市場規模

- 小売業では下記いずれの業種もBtoC-EC金額が増加し続けている。
- EC化率は依然として数%にとどまる。

業種別のBtoC-EC 市場規模の推移(億円)

		SACO CONTRACT SECTION	minimum minimum in min			117	
		2009年	2010年	2011年	2012年	201	3年
		市場規模	市場規模	市場規模	市場規模	市場規模	EC化率
	BtoC-EC 市場規模	66,960	77,880	84,590	95,130	111,660	3.67%
小売業	総合小売業	14,290	16,110	17,820	18,910	22,000	6.39%
	衣料・アクセサリー小売業	860	1,120	1,440	1,750	2,200	1.65%
	食料品小売業	3,770	4,360	5,320	6,050	7,060	1.08%
	自動車・パーツ小売業 家具・家庭用品小売業 電気製品小売業	9,460	12,220	12,460	14,260	16,480	4.84%
	医療化粧品小売業	2,250	3,120	4,200	5,010	6,030	4.56%
_	スポーツ・本・音楽・玩具小売業	2,970	3,330	3,670	4,000	4,670	3.26%
サービス業	宿泊·旅行業 飲食業	9,090	11,010	12,700	14,960	18,260	7.38%
_	娯楽業	1,060	1,260	1,310	1,470	1,660	1.19%
製造業		1,590	1,380	1,190	1,160	1,150	/
情報通信業		17,570	19,890	20,320	22,950	26,970	
運輸業		2,650	2,660	2,640	3,070	3,630	
金融業		800	710	720	680	690	/
卸売業・その	他	600	710	800	860	860	/

※EC化率の分母の推定方法 2013年のEC化率の分母は各業種の商取引金額規模を積み上げた数値であり、2014年のEC化率(国内家計最終消費支出ベース)とは接続しない。

出所:経済産業省「電子商取引に関する市場調査」各年

(c)2016公益財団法人流通経済研究所

メーカーと流通業者の取引関係に関する意見

研究会ヒアリング

意見の内容

- ・小売業の事業所数が減少し、大型店業態が衰退する一方、コンビニ・ドラッグストアと いった小商圏型店舗業態が伸長している。主に合併・買収により、小売業の上位集中度は 高くなっている。また ,各業態間で品揃えが重複し ,業態間の競争が発生している。(流通 経済研究所)
- ・卸売業においては,特に飲食料品,医薬品・化粧品の分野において,小売業以上に大手 企業への上位集中が進んでいる。その主な要因は、合併・買収に加えて、中小企業の淘汰 が進んでいることだと考えられる。小規模小売店が減り、そこに卸していた二次卸が廃業 したことと,大企業が自分で支店・センターを建てて機能を高め,二次店・中小店の役割 が小さくなったことにより、取引段階が短くなった。他方で、リベートやフィーに関わる 取引慣行はあまり変わっていないと思われる。(流通経済研究所)
- ・現在も、流通業者がメーカー等に対して必ずしも強い立場にあるわけではない。(新経済 連盟)
- ・現在の企業規模(シェア)の大小というよりも、伸びている会社は強く、そうでない会 社は弱い、というように個別の状況によって企業間の力関係は異なる。このような状況を 総合的に捉えて判断する指標となるガイドラインが望ましい。(セブン&アイ・ホールディ ングス)
- ・小売業者のバイイング・パワーが強くなったと言われがちであるが、小売側から消費者 のニーズに合った発注を行うことで,社会全体にとっても効率化が進むこととなる。(セブ ン&アイ・ホールディングス)

会員意見

- ・我が国における地域別の上位企業の占める食品売上高は、全国レベルと比較すると高く なっているが, EUと比較するとそこまで高くないように思う。(第3回)
- EU加盟国レベルだと,英国において,企業がM&Aを行う動機として,スケールメリ ットによるボリュームディスカウントが指摘されている。優越的地位の濫用は,取引を行 う当事者間の関係を基に競争法上判断するものであるが,実証分析を行ったわけではない ものの,購入者側がバイイングパワーを発揮して安く仕入れた場合であっても,小売業者 間の競争が激しい場合には,仕入原価の引下げ分,すなわち小売業者の利益が,小売業者 の安売りによって消費者に還元され、消費者利益に資することもあると考えられる。その ため、購入者側の垂直的制限行為については、垂直的な二者間の取引関係・競争と水平的

な競争を独立して評価するのではなく、これらを同時に評価する必要がある。(第3回)

- ・日用雑貨卸売業の上位集中が進んだ理由の一つとして,日用雑貨の分野では,小売業者から卸売業者への代金支払期限より,卸売業者からメーカーへの代金支払期限が早く到来するという取引慣行があるため,手元キャッシュが潤沢な卸売業者しか生き残れなかったとのことだったが,こうした代金回収に関する取引慣行は,かつてメーカーが主導して決めたものであるものの,卸売段階が寡占化し,メーカーよりも卸売業者の力が強くなった現在においてもなお従来のやり方が行われているとのことであり,流通構造が変化したとしても変わらない取引慣行もあるのではないか。(第3回)
- ・流通・取引慣行ガイドラインが制定された頃は,小売業者よりもメーカーが強かった時代であったが,近年,その立場は逆転している。大手チェーン小売業者に対して日用雑貨品メーカーが影響力を行使するという時代ではない。(日用雑貨品メーカー)
- ・そもそもの前提として,市場においては売手より買手の方が原則立場が強い,という認識でいるので,特に食品業界においては,流通・取引慣行ガイドラインが制定された20年前も現在も同様にメーカーよりも小売業者の方が力が強いという認識でいる。さらに,20年前と比較しても,小売業者の上位集中度は高くなっており,小売業者の力はますます強くなっていると思う。

また,納入価格を理由にトップブランドの商品を扱っていない小売店もあり,当社がトップブランドだからといって必ずラインナップしておかなければならない商品というわけではなく,他のメーカーと圧倒的な差があるというわけではない。(加工食品メーカー)

- ・小売業者は再編されて大型化しており,メーカーと小売側との力関係は,小売側に振れている。小売業者とは販促について相談し,一緒に考えていく仲間のような関係である。 (腕時計メーカー)
- ・確かに小売業者の上位集中度は高くなっているが、小売業者である当社からメーカーに対して販売先小売店を制限するよう要請する等を行うことはない。メーカーとは、販促面等でお互い協力しあっている関係性であるという認識でいる。(スポーツ用品販売店)
- ・家電量販店側から,当社製品を特定の家電量販店へ卸さないことを条件に取引を持ち掛けられるなど,他の家電量販店との取引を制限するように求められたことはない。(家電メーカー)

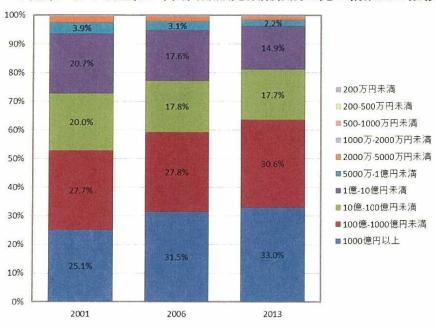
1. 小売構造の変化 (5) 売上高上位集中度

①小売業計一企業の年間商品販売額階級別の売上構成比第3回研究会資料(流通経済研究所作成)より抜粋

資料10

■ 企業売上100億円以上の企業の売上高構成比が6割超に上昇し、小売業 の上位集中度は高くなっている。10億円以上では8割超を占める。

小売業における企業の年間商品販売額階級別の売上構成比の推移



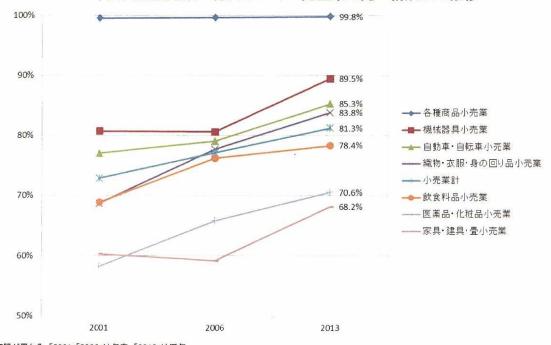
※年によって期間が異なる。「2001」「2006」は年度、「2013」は暦年。 出所:経済産業省「商業統計」各年

(c)2016公益財団法人流通経済研究所

1

- 1. 小売構造の変化 (5) 売上高上位集中度 ②業種別一年間商品販売額10億円以上企業の売上構成比
- 企業売上10億円以上の企業の売上高構成比は、小売業の7業種で上昇 傾向にあり、上位集中度は高くなっている。

年間商品販売額10億円以上の小売企業の売上構成比の推移



※年によって期間が異なる。「2001」「2006」は年度、「2013」は暦年。 出所:経済産業省「商業統計」各年

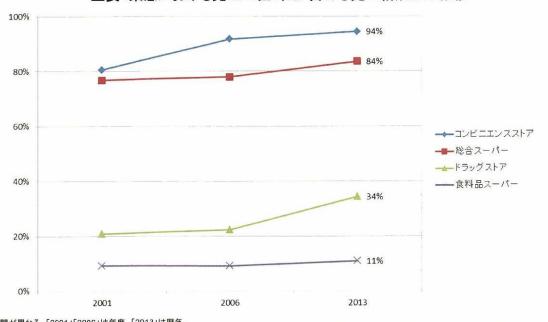
(c)2016公益財団法人流通経済研究所

1. 小売構造の変化 (5) 売上高上位集中度

③業態別一主要4業態売上上位5社の売上構成比

■ 各業態の売上上位5社の売上高構成比は、4業態で上昇傾向にあり、上位集中度は高くなっている。

主要4業態における売上上位5社が占める売上構成比の推移



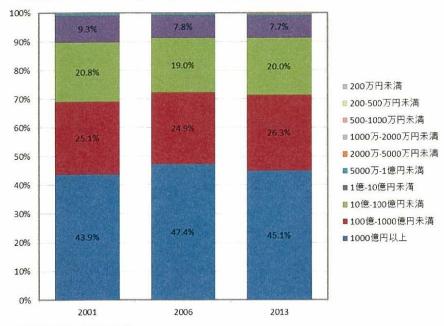
※年によって期間が異なる。「2001」「2006」は年度、「2013」は暦年。
※各業態の売上上位5社が占める売上構成比は、分母を本資料の「業態別の商品販売額」で算出した数値を消費税率で割り戻して算出したもの、分子を各業態における上位5社の売上高合計として推計した。ただし、ドラッグストアの分母は、日本チェーンドラッグストア協会「日本のドラッグストア調査」結果を用いた。
出所:経済産業省「商業統計」各年

(c) 2016公益財団法人流通経済研究所

3

- 2. 卸売構造の変化 (4) 売上高上位集中度 ①卸売業計一企業の年間商品販売額階級別の売上構成比
- 企業売上1000億円以上の企業が4-5割程度、100億円以上で7割程度と 、大手企業に集中している(小売業に比べて)。

卸売業における企業の年間商品販売額階級別の売上構成比の推移



※年によって期間が異なる。「2001」「2006」は年度、「2013」は暦年。 出所:経済産業省「商業統計」各年

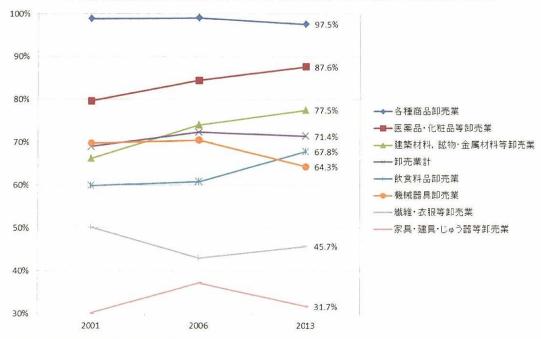
(c)2016公益財団法人流通経済研究所

2. 卸売構造の変化 (4) 売上高上位集中度

②業種別一年間商品販売額100億円以上企業の売上構成比

■ 「飲食料品卸売業」「医薬品・化粧品等卸売業」等で、上位集中度が 高くなっている。

年間商品販売額100億円以上の卸売企業が占める売上構成比の推移



※年によって期間が異なる。「2001」「2006」は年度、「2013」は暦年。 出所:経済産業省「商業統計」各年

(c)2016公益財団法人流通経済研究所

5

最近の総代理店・並行輸入品の実態に関する意見

意見の内容 ・最近は,有名ブランドでは為替変動等に合わせた価格改定等を行い内外価格差を 事業者ヒアリング 是正しているところが多い。ブランド品の日本市場全体が低迷している中で,日本 内外価格差の現状 でだけ高い価格を付けて販売し利益を得るというようなことができる状況ではな くなっている。 一部,例えば,販売拠点を集中させて効率を上げたり,商品のコントロールをし やすくするため、日本国内での販売価格を近隣他国の販売価格より高く設定して 他国での販売に集中させる戦略で内外価格差をつけているブランドもある。(海外 総代理店契約の実態 ブランド関係団体) ・有名ブランドの商品については内外価格差が減ってきている。 もともと内外価格 差はブランドの販売戦略によって生じるものなので,それが変わってきたという ことだろう。一方で新興ブランドについては、高く売れるところでは高く売るとい った発想やブランドイメージを構築するために価格を高く設定するという戦略か ら、日本で高価格販売をするところがある。 全体的に、取引がボーダーレスになり内外価格差が付けられなくなってきたと いう事情もあると思う。(並行輸入業者団体) ・現在では有名ブランドはほとんどが日本法人(子会社)を作り,海外の本社から 同法人が仕入れて販売するという方法をとっており,一方,新興ブランドは日本法 人を作る十分な資金がないために総代理店による流通経路を選択する傾向があ る。総代理店となる事業者としては,昔からの総合商社と,非常に小規模な商社と がある。また,情報通信技術の発展等に伴い,従来総代理店による販売をしていた ブランドも自社の日本法人による流通に移行してきている。(海外ブランド関係団 体) ・海外ブランド元が商品を日本で販売する際,最近では日本法人を作るブランドも 増えてきているがコストがかかるので、日本法人にシフトするトップブランド等 と小規模な輸入総代理店を用いる新興ブランド等に二極化している。日本におけ る輸入ブランド商品の多様化に伴い、これら小規模なものを含めた輸入総代理店 の数自体は非常に増えている。(並行輸入業者団体) ・海外ブランドのうち、特にスイス等の主要な高級腕時計は、以前は輸入総代理店 制であったが,現在は日本法人を設立して販売している。他方,今でも輸入総代理 店制をとっている海外ブランドもある。(時計メーカー)

・10~15 年前までは総代理店も多かったが,現在では総代理店という言葉をあまり聞かなくなっている。自動車や電気製品などでも,海外企業は総代理店よりもコントロールしやすい子会社を設立することが最近では多く,ガイドライン制定当時に比べて流通取引全体の中で総代理店の位置付けが変わってきている。一般論として,ごくニッチな商品では今でも総代理店制を採っていることもあるように思う。(国内ブランド関係団体)

・当社は,1950年代に海外メーカーから輸入販売権を獲得して以降,日本において同社製品の輸入販売を行ってきたが,1980年代後半に同社の日本法人が設立されたことにより,日本法人から同社製品を仕入れるよう,海外本社から指示された。メーカーが日本法人を設立すると,本国のメーカーの意向により,輸入販売権を移譲せざるを得ないことが通常である。(自動車販売業者)

・全体として,現在,メーカーが総代理店となることは少ない。自社製品と競合関係にある製品を仕入れて販売することはあるが,独占的に仕入れるということは余りない。

その背景には、外資規制の緩和により日本法人が作りやすくなったこと、情報通信技術の発展により世界中の情報が得やすくなったことなどがあるのだろうと思う。また、電気製品分野におけるソフトウェアの日本語化や食品・化学分野における成分の規制への対応など、日本での販売に際しての現地化作業のノウハウが総代理店にある場合に総代理店制がとられてきたが、現在では製品規格の標準化が進み、現地化の必要がなくなってきている。

例えば、ソフトウェアの販売について、1990年代終わり頃には、専門知識を要する検索サポートなどのサービス提供をするために総代理店を置く意味があったが、現在ではおおもとの会社が日本に進出してくることが多く、また、直接海外から購入することもできるので、間に総代理店が入る必要はなくなってきている。 (国内プランド関係団体)

・海外ブランドのいわゆる正規輸入品を扱っている輸入業者から,並行輸入品を扱っている小売業者に対してクレームが来たというケースは,時々耳にする。(新経済連盟)

- ・平成3年当時からあるトップブランドは流通・取引慣行ガイドラインに則して対応していることが多いが、それ以降に出てきたブランドとの間では、現在も並行輸入品の偽物扱いなど争いが生じている。(並行輸入業者団体)
- ・ブランド日本法人よりも総代理店の方が,シェアを取られるという意識があるためか並行輸入業者との争いが熾烈となるケースが多い。(並行輸入業者団体)
- ・総代理店やブランド日本法人などは特に偽造品についての情報を入手したく,並行輸入業者も偽物を排除したいという点では共通であり協力して取り組んでいるが,修理とロゴ使用については大きな対立がある。(並行輸入業者団体)
- ・並行輸入業者が最も困っているのは修理の拒否である。修理費に差があるのはしかたないが,並行輸入品であることを理由に一律に修理不可とされると,消費者が安心して使用できない。なお,ブランド日本法人による修理拒否はほとんどなく,総代理店の事案が多い。(並行輸入業者団体)
- ・広告の問題も重大である。本物を売っている以上は使用できると思うのだが,並行輸入業者が権利者からロゴの使用を禁止される事例は多い。確かに問題のある使い方がされている事例もあるが,並行輸入品だと明記した上でロゴを使用するのは可能なのではないかと考えている。(並行輸入業者団体)
- ・本物であるにもかかわらず,総代理店に「偽造品・並行品に注意」などと並べて称され,偽物扱いされることも多い。また,権利者から偽物を扱っているとの指摘があったとしてオンラインプラットフォーム上で販売ができなくなり退店寸前まで追い込まれたり,証拠をそろえても総代理店に偽物だと言われたりする事例もある。偽物と言われると,抗弁の機会を与えられることなく退店に追い込まれることが多い。裁判にかかる費用と時間,その間販売できないことを考えると,中小並行輸入業者は泣き寝入りせざるを得ない。(並行輸入業者団体)
- ・商品の入手妨害については、現在もシリアルナンバーから仕入ルートを突き止めて供給を止められることもあり、その場合ブランドに抗議することはあるがあまり効果がない。(並行輸入業者団体)
- ・並行輸入品の買占めの事案はない。そもそもチラシ広告自体なくなってきている。(並行輸入業者団体)
- ・総代理店やブランド日本法人からすれば,海外での販売に比べて日本では並行輸

		・並行輸入に関連する大きな問題として偽造品の増加があり、15年ほど前はそれを巡って総代理店やブランド元等と並行輸入業者との間でトラブルも多かったが、今では並行輸入業者の間でも偽造品に対する意識が向上し、共に偽造品に立ち向かうという関係にある。(海外ブランド関係団体) ・現在、並行輸入業者と総代理店等との間で衝突が大きいのは、並行輸入品の修理拒否、商標の使い方である。 については、権利者としてはフリーライドだという意識が強く、一方で並行輸入業者としては修理は当然受け付けてもらわなければ困るとの意見で、両者の意
		見対立は避けようがない。団体としては、流通・取引慣行ガイドラインに基づき、一定の場合を除いて修理を拒否してはならない旨事業者に指導している。については、特にオンラインプラットフォームで商標(ロゴ、商品写真)が使われることで、使用方法によっては正規店との誤認やブランド価値の希釈化が生じることを問題視している。ロゴの使用方法について並行輸入業者やプラットフォーム事業者に働きかけることが、ガイドライン第3部第3(7)記載の広告宣伝妨害にあたる可能性があるとなると、権利者としては苦しい。(海外ブランド関係団体)
流通・取引慣行ガイドライン第3部の記載	会員意見	・第1部から第3部という全体構造を見直すことも含めて検討すべきである。特に、第3部については、現在ほとんど活用されていないという意見もある。(第5回) ・ガイドラインを参照する際は第2部しか見ていない。総代理店の話も今の時代に余りそぐわないのではないか。第1部と第2部については、統合できるところは統合していくべきである。(第5回)

事業者ヒアリング

・流通・取引慣行ガイドラインは並行輸入業にとって背骨ともいうべきものであって,できるだけ変えてもらいたくない。並行輸入業者は流通・取引慣行ガイドラインで一定の指針が示されているから安心して取引ができており,このガイドラインがないと各総代理店がばらばらの対応を取ることになってトラブルの多発が予想される。特に修理や広告については,明記してもらえるとありがたい。(並行輸入業者団体)

- ・海外の偽造品トラブルなどについて聞いていると、日本ではガイドラインがあるために健全な並行輸入業者が育ったのではないかと思う。並行輸入を認めない取扱いだと、結局アンダーグラウンドでの取引が横行することになるのではないか。総代理店などから「並行輸入があるから偽造品が入ってくる」という言い方をされることがあるが、日本ほど健全な市場はないと思う。(並行輸入業者団体)
- ・第3部に記載されている内容自体については問題があると考えておらず,ガイドラインを変えてほしいという意見があるわけではない。あえて言えば,ブランドがあってはじめて並行輸入ができるのであるから,ブランドの価値自体を食い潰さないような視点があればありがたいとは思う。(海外ブランド関係団体)
- ・過去事例の積み重ねもあり、現在は会員事業者からの並行輸入関係の相談についてもガイドラインに沿った内容で指導できており、判断に迷ったり公取委に相談すること自体は減ってきている。(海外ブランド関係団体)
- ・並行輸入以外でガイドライン第3部に関係するような事案はない。(海外ブランド関係団体)
- ・流通取引全体の中で総代理店の位置付けが変わってきており,ガイドライン制定 当時に比べて適用領域が小さくなっているといえるのではないか。(国内ブランド 関係団体)